

入札広告

下記の工事概要のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成22年2月19日
契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社
鳴門管理センター所長 帆足 博明

記

条件付一般競争入札（入札後審査【簡易方式】）の工事概要

番号：鳴門4-1

工事名	第一・第二鳴門トンネル防災受信盤更新工事	
工事場所	自)徳島県鳴門市鳴門町(第一鳴門トンネル) 至)徳島県鳴門市鳴門町(第二鳴門トンネル)	
工事内容・概算数量	下記防災受信盤の更新を行う。 ・第一・第二鳴門トンネル防災受信盤(1面)	
工期	契約締結の日の翌日より 平成22年9月30日まで	
競争参加資格要件	建設業法の許可等	「消防施設工事」に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(告示(平成20年国土交通省告示第85号をいう。)第1の1に規定する審査基準日が入札及び開札の日の1年7月前の日以後のものに限る。)を受けている者
	有資格者	本州四国連絡高速道路株式会社平成21・22事業年度の工事入札参加資格の内、「トンネル非常用設備工事」の認定を受けている者
	共通事項	別掲「条件付一般競争入札(入札後審査【簡易方式】)」参加条件
	地理的条件	大阪府、兵庫県又は徳島県において建設業法の許可に基づく本店・支店又は営業所を有すること
	施工実績	過去10年間(平成11年度以降)に元請けとして完成・引渡し完了した下記の同種工事の実績を有すること 国道、高速自動車国道、自動車専用道路のいずれかにおける交通規制(通行止は対象外)を伴うトンネル非常用設備の新設又は更新 注)工事内容が判る契約書等の写しが必要
申請書類	提出期間	平成22年2月19日から22年3月1日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで
	提出先	〒772-0053 徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18番地 本州四国連絡高速道路株式会社 鳴門管理センター 担当:総務課 TEL (088)687-2166(代表)
	提出書類	競争参加申請書
入札予定時期	平成22年3月下旬	

*なお、入札時に技術資料を提出すること。

「条件付一般競争入札（入札後審査【簡易方式】）」参加条件

1. 工事概要

(1) 工 事 名

入札広告の各工事概要を参照のこと

(2) そ の 他

工事は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する事後審査方式の工事である。競争参加資格の確認結果は通知しないので注意すること。

2. 競争参加申請書の作成及び提出に関する事項

(1) 申請書等の提出

入札参加希望者は、別添の「競争参加申請書」（様式 1）を作成し、入札広告の申請書類提出期限内に提出先へ提出するものとする。

(2) 申請書等の入手方法

入札参加希望者は、競争参加申請書等は、入札広告のホームページからダウンロードして作成してよいものとする。

(3) 申請書等の提出期間及び場所

申請書等の提出期間及び提出場所は、入札広告の工事概要に示す。

なお、提出方法は持参とし、郵送又は電報によるものは受け付けないものとする。

3. 競争参加資格

各工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 次の各号の一に該当しない者であること。

① 各工事に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（告示（平成 20 年国土交通省告示第 85 号をいう。）第 1 の 1 に規定する審査基準日が入札及び開札の日の 1 年 7 月前の日以後のものに限る。）を受けていない者

② 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）及び破産者で復権を得ない者

③ 本四会社において過去 2 年以内において次の（イ）から（チ）までの一に該当したと認められる者

（イ）契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（ロ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

（ハ）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（ニ）監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

（ホ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（ヘ）提出した書類に虚偽の記載をした者

（ト）その他本四会社に著しい損害を与えた者

（チ）（イ）から（ト）までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

- (2) 各工事概要に示す競争参加資格要件に該当すること。なお、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、社長が別に定める手続きに基づく工事指名競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 入札広告の前年度から起算した過去5年間の本四会社（本州四国連絡橋公団を含む。以下同じ。）における当該工種の工事成績の平均点が65点未満でないこと。（本四会社における当該工種の工事实績がない者は65点とする。）
- (4) 1.（1）に示した工事に係る設計業務等の請負人又は、当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (5) 申請書等（技術資料を除く）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、該当する地域において、指名停止を受けていないこと。

4. その他

- (1) 提出された申請書等は、返却しない。
- (2) 手続に関する問い合わせ先は、入札広告に掲げる申請書類提出先に同じ。
- (3) 参加申請書を持参した者に対して、設計図書一式をCD-Rにて無料で交付する。
- (4) 技術資料は4（3）で交付された設計図書一式中、技術資料作成要領により作成することとし、入札時にこれを提出することとする。
- (5) 3.（2）に掲げる工事入札参加資格の認定を受けていない者も2.により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の日の前日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (6) 申請書等に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」に基づく指名停止を行うことがある。

また、競争参加資格の確認を受けていない者のした入札、申請書等に虚偽を記述した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。
- (7) 競争参加申請書を提出期限までに提出していない者及び入札時に技術資料の提出がない者は競争参加資格がないものとする。
- (8) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

以 上

